

広島県告示第八百七十七号

広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第十条第一項の規定によつて、次の区域をプレジャーボートの重点放置禁止区域に指定し、令和五年八月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和五年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域の名称

脇之浦地区

二 区域の範囲

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び基点三から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

三 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院四等三角点「脇ノ浦」（北緯三四度一五分一〇秒五四〇六、東経一三二度五四分〇八秒七四一六、標高二七・七四メートル）

基点一 基準点から一九二度一四分四四秒の方向四七五・七六メートルの点

基点二 基点一から三三七度一五分〇七秒の方向一〇四・三六メートルの点

基点三 基点二から七〇度三二分〇六秒の方向二七一・〇二メートルの点

四 指定年月日

令和五年六月五日